

第 5 次巨理町総合発展計画（素案） 基本計画編

平成 27 年 11 月

目 次

基本計画

重点的な取組みと施策項目との関係

第1章 持続可能なまちの基盤づくり	4
第2章 わたしとわたりのブランドづくり	15
第3章 とともに学び育て合う人づくり	23
第4章 未来に続く健康づくり	33
第5章 絆を深める自治づくり	43

基本計画

重点的な取組みと施策項目との関係

基本戦略		重点的な取組み	施策項目	該当ページ			
1 持続的安定成長を支える基礎づくり	① 持続可能なまちの基盤づくり	交流人口増加計画	わたりプロモーションプロジェクト	第2章 4 (2) 観光推進体制の強化 (担当課:商工観光課) 4 (4) 多様な観光機能の開発と強化 (担当課:商工観光課) 5 (5) 案内標識等の整備と町民ホスピタリティーの醸成 (担当課:商工観光課)	20 21 21		
			荒浜総合整備プロジェクト	第1章 6 (1) 拠点の公園の整備 (担当課:都市建設課) 第2章 4 (3) 観光拠点の整備充実 (担当課:商工観光課)	10 20		
			イチゴランドプロジェクト	第2章 1 (2) 生産基盤の整備 (担当課:農林水産課) 4 (4) 多様な観光機能の開発と強化 (担当課:商工観光課)	15 21		
		定住化促進計画	集客倍増プロジェクト	第2章 4 (2) 観光推進体制の強化 (担当課:商工観光課) 4 (4) 多様な観光機能の開発と強化 (担当課:商工観光課) 第3章 4 (4) スポーツイベント・交流事業の推進 (担当課:生涯学習課) 5 (1) 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進 (担当課:生涯学習課)	20 21 30 31		
			公共ゾーンプロジェクト	第1章 2 (3) 公共ゾーンの整備推進 (担当課:企画財政課) 第4章 1 (1) 保健福祉センターの整備 (担当課:健康推進課・福祉課)	6 33		
	② わたしとわたりのブランドづくり	わたりブランディング計画	パークタウンプロジェクト	第1章 5 (4) 宅地開発、住宅建設の促進 (担当課:都市建設課) 6 (2) 身近な公園・広場の整備充実 (担当課:都市建設課) 8 (1) 環境基本計画等の指針の活用 (担当課:町民生活課)	9 10 12		
			6次化プロジェクト	第2章 1 (6) 流通体制の整備と消費の拡大 (担当課:農林水産課) 3 (1) 地域商業機能の拡充 (担当課:商工観光課) 3 (3) 地域特産品の開発・販売 (担当課:商工観光課)	16 19 19		
		農水ブランディングプロジェクト	農水ブランディングプロジェクト	第2章 1 (4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立 (担当課:農林水産課) 8 (8) 水産業の振興 (担当課:農林水産課)	16 17		
			③ ともに学び育て合う人づくり	未来をたくす子ども育成計画	育て合う教育環境プロジェクト	第3章 1 (2) 創意ある教育課程の編成・実施・評価 (担当課:学務課) 4 (4) 地域と結びつけた教育活動の推進 (担当課:学務課) 8 (8) 就学前教育の振興 (担当課:学務課)	23 24 25
				生涯にわたる生きがい形成計画	学習機会多様化プロジェクト	第3章 2 (1) 生涯学習推進体制の整備充実 (担当課:生涯学習課) 3 (3) 生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元 (担当課:生涯学習課) 4 (4) 多様な学習機会、交流機会の充実 (担当課:生涯学習課)	26 26 26
2 みんなで支える安心生活環境づくり	④ 未来に続く健康づくり	多世代コミュニティによるつながり創生計画	交流機会拡大プロジェクト	第3章 6 (1) 県内外の都市とのふれあい交流活動の推進 (担当課:企画財政課・生涯学習課) 2 (2) 国際交流活動の充実 (担当課:企画財政課)	32 32		
			子育て一番プロジェクト	第3章 1 (8) 就学前教育の振興 (担当課:学務課) 第4章 5 (1) 子育てのサポート体制を整える(担当課:福祉課) 2 (2) 子どもの心身の健やかな成長を支える(担当課:福祉課) 3 (3) 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援(担当課:福祉課・学務課)	25 37 37 38		
		元気サポート計画	地域ぐるみ介護プロジェクト	第4章 4 (1) 円滑な介護保険制度の運営 (担当課:福祉課) 2 (2) 介護保険サービスの充実 (担当課:福祉課) 3 (3) 介護予防生活支援事業等の推進 (担当課:福祉課) 4 (4) 高齢者の生きがい対策の推進 (担当課:福祉課)	40 40 40 40		
	元気快汗プロジェクト		第3章 4 (1) 町民総参加による生涯スポーツの振興 (担当課:生涯学習課) 3 (3) スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進 (担当課:生涯学習課) 4 (4) スポーツイベント・交流事業の推進 (担当課:生涯学習課) 第4章 1 (1) 保健福祉センターの整備 (担当課:健康推進課・福祉課) 2 (1) 町民主体の健康づくり体制の確立 (担当課:健康推進課) 2 (2) 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進 (担当課:健康推進課) 3 (3) 母子保健事業の推進 (担当課:健康推進課) 4 (4) 食育推進事業の推進 (担当課:健康推進課)	29 29 30 33 34 34 34 34			
	⑤ 絆を深める自治づくり	まちづくり団体発展計画	まちづくり活動発展プロジェクト	まちづくり基本条例の活用 (担当課:企画財政課)	第5章 1 (1) 43		
				「互理町協働のまちづくり計画」の着実な実施 (担当課:企画財政課)	2 (2) 43		
				まちづくり協議会の活動推進 (担当課:企画財政課)	3 (3) 43		
				人材育成の推進 (担当課:総務課・企画財政課)	4 (4) 43		
				まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進 (担当課:企画財政課・生涯学習課)	2 (3) 44		
	安全なまち形成計画	防災避難環境整備プロジェクト	防災避難環境整備プロジェクト	コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備 (担当課:企画財政課・総務課)	3 (1) 45		
コミュニティ活動の支援 (担当課:企画財政課・総務課)				2 (2) 45			
住民活動促進に向けた総合的な条件整備 (担当課:総務課・福祉課・企画財政課)				4 (2) 46			
防災体制の整備充実 (担当課:総務課・都市建設課)	第5章 6 (2) 48						

第1章 持続可能なまちの基盤づくり

1 調和のとれた土地利用の推進

自然環境の保全、活力ある産業の振興、町民福祉の増進等さまざまな側面を考慮し、町土の調和ある発展をはかるために、時代の要請や町民ニーズに即した亙理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

(1) 町土のランドデザインに関わる指針の周知とその活用 (担当課：都市建設課・農林水産課)

計画の見直しを行った「農業振興地域整備計画」及び「都市計画マスタープラン」について町民に周知しながら、時代の要請や町民ニーズに即した亙理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

(2) 調和のとれた土地利用の推進

- ① 山、川、海等の豊かな自然環境については、自然環境保全地域の拡大等による適正な規制と積極的な維持管理事業により保全に努め、次世代に継承していきます。(担当課：町民生活課)
- ② 市街地・住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、都市計画道路等の都市基盤整備を進めるとともに有効利用を促進し、町内各地域と連絡する道路交通軸の形成を図りながら、良好な市街地・商業環境や住環境整備等を促進します。(担当課：都市建設課・企画財政課)
- ③ 農業・農村地域については、積極的に保全を図るとともに、今後も継続的に農業振興基盤の整備や生活環境の整備を総合的に推進します。(担当課：農林水産課)
- ④ 山村・森林地域や海岸・漁村地域については、環境の保全に留意しつつ、適地に農林漁業施業基盤の整備や自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に推進します。(担当課：農林水産課)

(3) 土地取引の適正化の推進

- ① 町土の適正な利用を促進するため、開発指導要綱による適正な指導・規制・監視に努めます。(担当課：都市建設課)
- ② 土地取引届出制度等に基づき、土地取引に係る指導を徹底するなど、地価の安定化、適正化に努めます。(担当課：企画財政課)

2 市街地・公共ゾーンの整備

都市計画マスタープランに沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、土地区画整理事業、都市計画道路等の事業を進めるとともに、公共ゾーンの整備については、全町をサービスエリアとする拠点的な公共施設の整備を図ります。

(1) 都市計画マスタープランの周知と活用 (担当課：都市建設課)

都市計画マスタープランの内容等を広く周知するとともに、仙台都市圏南部地域の拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成や魅力的な都市空間の形成に活用していきます。

(2) 市街地整備事業の推進

- ① 都市計画道路関係については以下の路線を重点に整備を推進します。(担当課：都市建設課)
 - 亘理地区1路線：南町鹿島線
- ② 駅周辺整備については東日本旅客鉄道株式会社や関係機関と協議のうえ、事業推進を図ります。
(担当課：都市建設課・企画財政課)
- ③ 公園関連施設については、各種補助事業を活用して整備を図ります。(担当課：都市建設課)
 - 鳥の海公園整備事業については、震災復興計画に基づき策定した災害危険区域土地利用計画により整備を行い、わたり温泉鳥の海の施設等も勘案しながら整備推進を図ります。
- ④ 土地区画整理事業については、関係地権者等と協議し、推進していきます。(担当課：都市建設課)
- ⑤ 市街地整備にあたっては、民間投資誘発の工夫を図り魅力ある商業地の形成や宅地開発に努めるとともに、都市計画道路の整備と良好な都市景観の形成、さらには、農用地空洞化防止対策の推進、防災基盤の整備充実、安全な歩行空間の確保を図ります。(担当課：都市建設課)

(3) 公共ゾーンの整備推進 **重**

- ① 亘理駅東に用地を取得した、全町をサービスエリアとする新しい行政拠点となる公共ゾーンについては、町の財政状況を踏まえ、住民の理解を得ながら計画的に保健福祉センター、役場庁舎、学校給食センター、町民会館、町民体育館の整備を進めます。現在の役場庁舎については、東日本大震災で被災し、プレハブによる仮庁舎であり、狭隘で不便な状況であることから、今後、優先度が高い保健福祉センターの建設と併せて、新庁舎建設を進めていきます。**(担当課：企画財政課)**
- ② 公共ゾーンへのアクセス道路として、亘理吉田線、逢隈亘理線、西郷高屋線、神宮寺高屋線、狐塚線等を計画的に整備します。**(担当課：都市建設課)**
- ③ 公共ゾーンの整備にあたっては、コミュニティスポーツ施設の整備や緑地帯にも配慮した新市街地の形成を目指して、全国的にもモデルとなるまちづくりを推進します。また、緑地空間を町民や来町者への「やすらぎ」の場として整備し、庁舎等の建設にあわせて、環境や景観に配慮した親しみのもてる街並み空間の形成を図ります。**(担当課：企画財政課)**

3 道路・交通網の整備

産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤としての道路・交通網の整備については、広域交通ネットワークの整備促進、国・県道の整備促進について、関係機関に働きかけていくほか、町としての骨格道路網の形成、生活道路の環境改善等に努めます。

(1) 広域的交通ネットワークの利便性向上

- ① 首都圏と直結している常磐自動車道については、高速ネットワークの充実による産業の活性化や交流人口の増加を促進するため、4車線化を働きかけていきます。**(担当課：企画財政課)**
- ② 海辺観光拠点と連絡する荒浜港今泉線の道路強化について、関係機関に働きかけていきます。**(担当課：都市建設課)**

(2) 国・県道の整備促進 **(担当課：都市建設課)**

- ① 国道については、混雑緩和や事故対策のため、歩道未設置区間の整備及び主要交差点の改良を関係機関に働きかけていきます。
- ② 一般県道荒浜港今泉線の狭隘道路区間解消のため、早期改修を関係機関に働きかけていきます。

(3) 骨格道路網の形成促進 **(担当課：都市建設課)**

- ① 避難道路町道荒浜江下線のほか、高速交通体系と一体となった骨格道路網の形成を図ります。
- ② 市街地間や拠点間の連絡性の強化及び市街地内の骨格的道路網の形成を図ります。

(4) 基幹道路を補完する幹線町道等の整備 **(担当課：都市建設課)**

- ① 1、2級幹線町道については、重点的に整備を進め、道路改良率を高めます。
- ② 沼添一里原線、谷地添浜道線、西河原沼添線等及び板橋一本松線の通学路について、重点的に歩道整備を推進します。
- ③ 幹線町道については、地域にふさわしい景観形成やバリアフリー化等に努めます。

(5) 生活道路としての環境改善の推進 **(担当課：都市建設課)**

- ① 逢隈亘理線、浜道線、神宮寺高屋線、亘理浜吉田線の町道について道路改良事業を進め、町道全体の改良率を高めます。
- ② 老朽化した舗装路面について、年次的に更新整備を進めます。
- ③ 長峯幹線、開墾場野地線等の町道について、側溝整備事業を進めます。
- ④ 鷺屋橋、中斉橋、八幡橋等についても橋梁整備事業を推進します。

(6) 公共交通の利便性の向上 **(担当課：企画財政課)**

- ① JR常磐線の増便・増結、さらにはスピード化などについて関係機関に働きかけていきます。
- ② 町民の公共交通手段確保の強化、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図るため、亘理町町民乗合自動車の運行体制の充実に努め、利用の増進に取り組みます。
 - 新たな展開として、地域住民のサービス向上につながる広域的な運行や、より利便性の高いデマンド型運行などを検討し、関係機関と協議していきます。

4 情報・通信基盤の整備

今後、地域情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、町民への多様なサービスの提供を図るとともに、新庁舎建設との関連での行政情報化の推進、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など高度情報化に向けた取組みを一層推進します。

(1) 情報通信基盤の拡充 (担当課：企画財政課)

観光拠点を中心に町内における公衆無線 LAN 等の整備による情報通信基盤の拡充を図ります。

(2) 情報化の推進 (担当課：企画財政課)

町民サービスの向上と事務の効率化を図るため、今後の新庁舎建設との関連で各事務システムなどの見直し、充実強化や各種申請・届出等のオンライン化の拡充、電子決裁の導入など、行政内部の情報化を推進します。

(3) 多様な情報サービスの提供 (担当課：企画財政課)

ICT 技術を活用した行政情報の提供をはじめ、保健・医療・福祉分野や教育・文化・スポーツ分野、そして産業分野、防災・消防分野など、多様な情報サービスの提供に努めます。

(4) 情報セキュリティ対策の推進 (担当課：企画財政課)

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、マイナンバー制度施行に伴う個人情報の取扱いやコンピューターウイルス対策など情報セキュリティ対策を徹底します。

(5) 高度情報化に対応した人材の育成 (担当課：総務課)

町民及び職員等の意識啓発と情報活用能力の向上に向け、情報教育・研修を推進します。

(6) 行政情報化計画の策定 (担当課：企画財政課)

高度化する町民の情報化ニーズへの的確な対応、また、新庁舎建設との関連で、行財政運営の効率化を推進するため「亘理町行政情報化計画」を改訂します。

5 住宅対策の充実

亙理町の住宅政策を総合的、計画的に進めるための長寿命化計画に基づいて、町営住宅の改善、多様で優良な公営住宅の整備等を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

(1) 町営住宅の改善による居住水準の向上 (担当課：都市建設課)

老朽化した町営住宅の改善等については長寿命化計画に基づき計画的に推進していきます。

(2) 多様で優良な公営住宅整備の検討 (担当課：都市建設課)

長寿命化計画に基づき、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー住宅、U・J・Iターン者や若年層の需要に対応できる公共賃貸住宅・定住促進住宅など、それぞれのライフサイクル等に応じた多様で優良な公営住宅の整備について検討します。

(3) 宅地開発、住宅建設の促進 (担当課：都市建設課)

町全体の人口増加促進や若年層の定住促進を見据え、新たな住宅団地の整備や持ち家取得・新規定住者への支援など、民間住宅建設誘導も含め、多面的に住宅施策について検討、推進します。

6 公園・緑地の整備

亙理町の資源である山と川、里と海の多彩な「緑と水」の保全のもと、町内外の多くの人が利用する鳥の海公園など拠点的な公園の整備を推進するとともに、日常生活圏に対応した身近な公園の整備充実を努め、「亙理町に一步入ればそこは公園」という環境整備を進めます。また、公園・広場については、住民参加による維持管理を推進するなど、協働による町の緑化推進を図ります。

(1) 拠点的公園の整備 (担当課：都市建設課) **重**

鳥の海公園を亙理町のふれあい交流拠点と位置づけ、町外からの交流客誘致も見据えた公園施設の整備拡充を図り、さらには公園施設を活用したイベントの充実を努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。また、震災復興計画に基づいた整備を進め、津波減衰機能を持つ緩衝緑地や津波からの一次避難場所となる防災公園の整備。さらに、スポーツ・レクリエーション機能を担うパークゴルフ場の整備を図ります。

(2) 身近な公園・広場の整備充実 (担当課：都市建設課) **重**

- ① 吉田東部地区へ身近な街区公園等の整備を進めます。
- ② 歴史遺産を活かした史跡公園や軽スポーツ等行える特色ある公園・広場の整備を計画的に推進します。
- ③ 公園・広場については、施設の長寿命化計画を策定し、施設の改修等の整備を行うとともに、管理運営については、地域団体等への委託等住民参加による維持管理を計画的に推進するなど、体制の充実を図ります。

7 上・下水道の整備

上水道整備事業の着実な推進とともに、災害に強いライフラインとしての水道施設の構築に努めます。また、効率的な公共下水道事業を推進し、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

(1) 上水道整備事業等の推進 (担当課：上下水道課)

- ① 水道施設の耐震化や主要管路相互の連結を図り、緊急時に備えます。
- ② 老朽管の更新事業を計画的に進め、安定した水の供給を図ります。

(2) 緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進 (担当課：上下水道課)

緊急時・災害時等の水不足に対して、住民に可能な限り不信・不安・不便をかけないように、田沢浄水場の活用や関係機関・近隣市町との協力・応援体制づくりを行い、ライフラインの確保に努めます。

(3) 健全な水道事業体制の確立 (担当課：上下水道課)

施設の更新や災害対策の充実といった課題に対応していくため、より効率的な事業運営を行い、コストの縮減に努めるとともに、アセットマネジメントの考え方に基づく計画的な施設の更新、修繕や今後の維持管理等に対応できる料金体制の見直しを検討しながら、運営基盤の強化を図ります。

(4) 公共下水道整備事業の推進 (担当課：上下水道課)

公共下水道整備計画区域を見直し、計画的に事業推進を図ります。

(5) 公共下水道(雨水)浸水対策の推進 (担当課：上下水道課)

鹿島・倉庭地区及び南町地区を対象に浸水対策を推進します。

(6) 浄化槽設置整備事業の推進 (担当課：上下水道課)

- ① 公共下水道事業の対象地域以外の地域についての設置補助事業により整備促進を図ります。
- ② 合併処理浄化槽維持管理費補助及び単独処理浄化槽撤去費補助等の補助制度を採用し、水質改善に努めます。

8 環境保全と景観形成の推進

自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」に基づいて、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実と拡大、環境保全活動等の充実、資源循環型社会づくりの推進などに積極的に取り組むとともに、伊達なわたり
のふるさと景観づくり、環境美化運動の促進等を推進します。

(1) 環境基本計画等の指針の活用 (担当課：町民生活課) **重**

自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」の内容を広く周知するとともに、計画に盛り込まれた環境施策について、関係機関や住民・企業等の協力のもとその推進体制を整備し、計画の実行を図ります。

(2) 自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実と拡大 (担当課：町民生活課)

- ① 県の環境保全地域指定地（仙台湾海浜県自然環境保全地域、愛宕山緑地環境保全地域）の保全・保護の充実に努めます。
- ② 鳥の海をはじめとする町内の豊かな自然環境における生態系の保全に努めるとともに、コアジサシなど希少な野生生物の保護に努めます。
- ③ 三門山、大森山、四方山などの良好な自然環境の保全・保護に努めるとともに、保全地域の指定拡大について検討します。

(3) 環境保全活動等の充実

- ① 学校教育等において環境保全についての理解を深める環境教育・学習機会の拡充を図ります。
(担当課：学務課・町民生活課)
- ② 広く町民を対象とした環境フェアや阿武隈川関連のイベントなど自然と親しむ機会を提供し、自然保護意識の高揚と活動意識の育成を図ります。(担当課：町民生活課)
- ③ 一般町民やボランティア団体の環境保全活動を支援し、合わせて全町的環境保全活動に向けて活動組織のネットワーク化を推進します。(担当課：町民生活課)

(4) 環境監視体制の強化と公害防止対策の推進 (担当課：町民生活課)

- ① 水の出入りが少ない閉塞水域である鳥の海湾内の水質改善を進めるため、各種事業（汚泥対策等）を通じて湾内に流入する水質の向上に努めます。
- ② 河川・水路の水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の確立に努めます。
- ③ 工場、事業所に対し、公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、公害防止協定の締結や事業所との意見交換会の開催を促進し、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。

(5) 資源循環型社会づくりの推進 (担当課：町民生活課)

- ① 各家庭等で環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用・節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進します。
- ② 町内のスーパーなどにおけるレジ袋の使用削減やマイバッグ持参など環境にやさしい活動に取り組む小売店等の拡大を図り、3Rの啓発活動と合わせて、地域ぐるみの環境対策を推進します。
- ③ 二酸化炭素の排出量を抑えるなど、環境へ与える負荷の軽減を図るため、町の施設について太陽光発電システムの積極的な導入等を進めるほか、その他の新エネルギーの利活用について検討します。
- ④ 町施設（事務事業）からの温室効果ガスの排出抑制計画に沿って二酸化炭素等の排出抑制に取り組めます。

(6) 伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進

- ① 公共施設や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。(担当課：都市建設課・企画財政課)
- ② 亘理町全域に広がる田園など、郷土景観を形成する自然環境整備を図るため、緑地の保全・保護に努めます。(担当課：都市建設課)
- ③ 日本最大級といわれる鳴り砂(わたり吉田浜海岸)については、関係機関や地域住民と連携し、保全に努めます。(担当課：町民生活課)

9 公衆衛生とリサイクル対策の充実

広域的なごみ処理方式等を確立するなかで、ごみの分別・リサイクル活動の一層の推進等を実施します。し尿処理については、今後とも施設の維持管理を適正に行うほか、葬祭施設等の整備充実等に努めます。

(1) 一般廃棄物処理基本計画の推進と住民意識の高揚 (担当課：町民生活課)

- ① 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と分別回収による資源再利用化を推進します。
- ② 学校・家庭・職場・地域などで環境教育を推進し、町民・企業・行政が一体となった3R運動の確立について検討するなど、町民の意識の高揚を図ります。

(2) ごみの分別収集の徹底とリサイクル事業の推進 (担当課：町民生活課)

- ① ごみの分別について今後とも町民への周知と啓発に努めるとともに、すべてのごみ集積所を明るく清潔なごみステーションとして整備するよう補助し、分別収集の徹底を図ります。
- ② リサイクル情報バンクの活用、促進を図るとともに、町内の各種団体が行う再生資源の集団回収事業に対し、リサイクル奨励金を交付するなど、町民主導のリサイクル活動の支援を図ります。また、一般家庭から排出される生ごみを処理（堆肥化）する容器等の購入者を対象に補助金を交付し、生ごみの減量化、再資源化の促進を図ります。
- ③ 町内各事業所、店舗等に対して、事業系ごみの減量化、リサイクル化の徹底を働きかけます。

(3) し尿処理の充実 (担当課：町民生活課)

- ① し尿汲み取りについては、適切な収集・処理を行います。
- ② 亙理名取共立衛生処理組合の施設の維持管理を適正に行い、生活環境及び公衆衛生の向上を図ります。

(4) 葬祭施設等の整備充実 (担当課：町民生活課)

- ① 亙理地区行政事務組合で管理運営する葬祭施設について計画的に整備を図ります。
- ② ペット専用の葬祭施設の設置について検討し、環境整備を図ります。

(5) 防疫体制の整備 (担当課：町民生活課)

周辺市町や医師会、保健所等と連携して、防疫体制の整備充実を図ります。

第2章 わたしとわたりのブランドづくり

1 農林水産業の振興

生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織への農地の集積、支援措置の集中的かつ重点的な実施等により、規模拡大や複合経営化を図り、地域の農業の構造改革、自立できる経営農家の育成及び新規雇用の創出や、遊休農地の有効活用に努めます。山村地域にあっては、林業の振興と森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林組合等の組織的担い手の活用等により、林業基盤の整備と森林の保全、林産資源の蓄積に努めます。水産業については、資源管理型漁業、地域産品特産物化事業、地産地消や都市と漁村の交流事業の推進など、多様な水産業振興に取り組み、担い手や後継者の育成確保を進めます。

(1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進

- ① 認定農業者、集落営農組織等の地域農業集団、農業生産法人を担い手として明確化し、認定農業者の育成強化や農業経営体の組織化の促進に積極的に取り組むとともに、これら担い手を対象として施策の集中化、重点化を進め、競争力の強い生産構造の確立を図ります。(担当課：農林水産課・農業委員会)
- ② 地域農業の担い手として女性農業者は重要な役割を果たしており、農業経営への女性の参画の促進と家族経営協定の推進等に努め、女性の認定農業者の確保・拡大を図ります。(担当課：農林水産課)
- ③ 新規就農者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めるとともに、農業分野への企業参入体制についても強化を推進します。(担当課：農林水産課)
- ④ 農業の担い手や後継者の育成を図るため、農業経営技術や生産技術の研修及び交流活動を促進します。(担当課：農林水産課)
- ⑤ これらの施策の展開により、認定農業者について、平成32年度末までに現在(平成27年度末)の1割増の農家を確保することを目標とします。(担当課：農林水産課・農業委員会)

(2) 生産基盤の整備 (担当課：農林水産課) **重**

- ① 町内7地区1,200haにおいて大区画化ほ場整備を実施します。震災での機械流失により、離農者が増えることから、大規模経営者(担い手)の確保が求められているため、生産基盤の充実を図るもので、併せて、被災を受けた排水施設についても復旧、新設工事を行い、円滑な排水対策を講じられるように進めます。
- ② 畑地帯や水田への用水を確保するため、農業用ため池の改修や農業用排水路の整備改修を計画的に推進します。
- ③ 農産物流通の基幹となる農道網の整備や集落農道の整備を計画的に推進します。

(3) 農用地の保全と有効利用の促進

- ① 遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入を積極的に推進します。(担当課：農業委員会・農林水産課)
- ② ほ場整備が行われた優良農地などについては、担い手に農用地の集積を図りながら組織的生産活動を推進します。(担当課：農林水産課)

(4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立 (担当課：農林水産課) **重**

- ① 農業関連機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、米、野菜、果樹、花き、畜産等各作目の生産・流通コストの低減と高品質高付加価値化、ブランド化を促進します。
- ② 低タンパク米の生産や立地条件をいかした特色ある施設園芸、環境にやさしい畜産等を有機的に組み合わせた互理町型複合経営の普及促進を図ります。
- ③ 水田農業については、国の制度を十分に活用しながら、経営の安定化を図ります。

(5) 食の安全性の確立と環境保全型農業の推進 (担当課：農林水産課)

低農薬・減化学肥料栽培の促進、トレーサビリティシステムの確立、農業関連廃棄物や畜産排泄物の適正処理・バイオマス資源としての活用促進など、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の推進を図ります。

(6) 流通体制の整備と消費の拡大 (担当課：農林水産課) **重**

- ① 「地産地消」の視点に立ち、いちごやりんごの加工による特産品の開発促進に加え、直売施設の整備充実、物産展の開催、町内観光関連施設や商業施設との連携、学校給食との連携、地場産品の消費拡大運動の展開等を進め、町内における消費の拡大に努めます。
- ② さまざまな情報媒体を通じたPR活動の一層の充実やイベントの活用、さらには首都圏直販ルートの開拓などを進め、町外・大都市における消費の拡大に努めます。

(7) 森林整備の推進と林業の振興 (担当課：農林水産課)

- ① 互理町の森林を「水源涵養機能維持増進森林」「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」「快適環境形成維持増進森林」「保健文化機能維持増進森林」「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、それぞれの用途に即して、森林整備を推進します。
- ② 緑地環境保全地域や保安林等における自然環境保全のため、森林病虫害の防除事業を実施するとともに、森林浴遊歩道などの整備を推進します。また、国・県有林についても、関係機関と連携・要望を行いながら環境の保全に努めます。
- ③ 林道網の整備や林業の担い手、団体の育成、県産材の利用促進や間伐材利用の推進等を図って、林業の活力の向上を促進します。
- ④ 町有林の利活用として、林業団体、製材所と連携し適正な森林整備や間伐を実施していきます。

(8) 水産業の振興 (担当課：農林水産課) **重**

- ① 荒浜漁港の総合的整備を今後とも計画的に進め、漁業と海洋観光の振興基盤の充実、高潮対策の推進等を図ります。
- ② 宮城県漁業協同組合亘理支所サケふ化場の改修により、サケの人工ふ化放流事業を推進するとともに、荒浜漁港の海苔人工採苗事業や稚貝（ウバ貝・アサリ貝）、稚魚（ヒラメ等）の放流を推進し、資源管理型漁業の振興を図ります。
- ③ 新規漁業者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めます。また、関係機関と連携し指導体制と各種研修の充実強化、さらには、自主的活動の支援促進、そして水産金融制度の充実を図ります。
- ④ はらこめしや干しがれいなどの亘理ブランド品としての確立を図ります。そして、産直施設の整備や物産イベントの活用等により販路の拡大を図ります。また、「元祖はらこめし」の発祥の地として、亘理町ならではの「はらこめし」の伝承にも努めます。
- ⑤ 農林産物と組み合わせた地場生鮮食材開発や鳥の海潮干狩りなどの充実強化を図り、鳥の海地区全体の事業と連携した体験漁業など都市との交流事業の開発等を推進します。

2 工業の振興

異業種間の連絡交流活動等を活用し、既存企業の育成・支援していくほか、地域工業の中心を担っている食品加工業の振興、仙台東部道路亘理 I C や常磐自動車道鳥の海スマート I C の高速ネットワークなど、立地条件を活かした企業誘致の推進を図ります。

(1) 既存企業の育成・支援 (担当課：商工観光課)

- ① 既存の中小企業の経営の安定を図るため制度資金を活用し、企業活動の支援・育成に努めます。
- ② 事業所間の人事交流や情報提供活動、みやぎ自動車関連産業活性化協議会・みやぎ高度電子機械産業活性化協議会・みやぎ南部地域ものづくり産業活性化協議会に参画し、異業種間の連絡交流活動や調査研究活動等への支援に努めます。

(2) 地域工業の中心を担っている食品加工業の振興 (担当課：商工観光課)

地域の特性を活かして事業展開している食品加工業を中心に、新たな販路拡大、新製品の開発を支援します。また、宮城県南部地域食品関連産業等活性化協議会に参画し、食品製造業関連産業の集積を図ります。

(3) 企業誘致の推進

- ① 亘理中央地区工業団地をはじめ、町内における工業・流通業務適地の整備・拡大に努めるとともに企業を誘致し、地元雇用の拡大、定住化促進を図ります。(担当課：商工観光課・企画財政課)
- ② 企業のニーズに合わせた町独自の奨励金等の優遇制度を検討します。(担当課：商工観光課)
- ③ 県や関係機関、関係団体等の活用を図りながら、首都圏、中部圏における自動車産業、高度電子産業、食品産業への工場立地 P R の展開、企業訪問の強化、また工場用地見学会の実施等積極的に取り組み、企業誘致の推進に努めます。(担当課：商工観光課)

(4) 立地企業への支援事業の推進 (担当課：商工観光課)

立地操業企業に対して、助成制度等の情報提供など、積極的に支援します。

3 商業の振興

まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や地域特産品の開発・販売等を推進し、商店街の再生・活性化に努めます。

(1) 地域商業機能の拡充 (担当課：商工観光課) **重**

- ① 水産センター「きずなポート“わたり”」1階に、産直市場がオープンし、新鮮な農水産物が観光客等に提供されており、今後とも地産地消の場の形成を図ります。
- ② 町内商店街においては、道路整備など土地利用に十分配慮しながら、楽しく買い物ができる環境づくりの相談や、空き店舗の有効活用・定期市、イベント開催等についても支援します。
- ③ 特に荒浜地区の観光・交流拠点については、民間事業者の誘致に併せ、観光商業機能の充実に図ります。
- ④ わたりトコトン商人まつりは、全町的イベントとして今後とも継続して支援を図ります。
- ⑤ 大規模店舗進出については、県や商工会など関係機関と十分協議のうえ、中心市街地の活性化に努めます。

(2) 経営の近代化の推進 (担当課：商工観光課)

- ① 各種資金制度の充実に図るとともに、地域商業活性化に係る各種研修活動の充実強化と後継者対策や事業者の意識改革を促し、時代の流れにあった経営感覚を持つ経営者の育成支援に努めます。
- ② 商店街での買い物の利便性を図るため、共通商品券発行事業の推進やポイントカード加盟店の増加に努めます。

(3) 地域特産品の開発・販売 (担当課：商工観光課) **重**

いちごジャムや干しがれいなど、亘理町の農水産特産品の開発と連携し、特色あるふるさと商品の開発・販売の促進を図るとともに、生産、食品加工、流通・販売を一体的に取り組む6次産業化を推進します。また、開発された地域特産品等の販売の場の整備についても検討していきます。

(4) 起業支援相談体制の確立 (担当課：商工観光課)

町内で新しく事業を起こそうとする方や、また起業にあたり雇用を考えている方に対し、事業設立や雇用に関する助成制度等の相談に応じ、その窓口となる関係機関へ誘導することで、起業時の負担軽減を図ります。

4 観光の振興

「わたり温泉鳥の海」を亶理町の観光拠点施設と位置づけ、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした滞在型の観光・リゾートの創造を目指して、各種の観光関連施策を推進します。

(1) 観光振興方針の確立 (担当課：商工観光課)

「わたり温泉鳥の海」を亶理町の観光拠点施設と位置づけ、まちを上げて観光客の誘致に取り組んでおり、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした観光・リゾートの創造を目指し、民間活力の誘導も含めた振興を図ります。

(2) 観光推進体制の強化 (担当課：商工観光課) **重**

- ① 観光協会体制の充実や広域的連携体制の強化を図って積極的なPR活動を行うとともに、インターネットの活用や観光パンフレットの充実、観光情報紙・マスコミなどを利用した対外的な観光PRの強化と情報の提供に努めます。
- ② 町民参画による観光機能の強化を図るため、震災語り部の会との整合を図りながら、観光ボランティアを育成・組織するとともに、ガイドブックの作成や研修会の開催など活動を支援します。
- ③ 「わたりファンクラブ」や観光親善大使の充実強化を図り、亶理町の特産品や文化、自然といった魅力ある観光資源を広域的に発信します。
- ④ 拠点的な観光施設については、適切な維持運営を図るため、民間専門事業者やNPOなどへの委託も含めて効率的な管理運営体制の確立を検討していきます。

(3) 観光拠点の整備充実 (担当課：商工観光課) **重**

- ① 津波の被害を受けた観光拠点施設「わたり温泉鳥の海」が営業を再開し、徐々にではありますが県内外からの観光客も回復しつつあります。鳥の海スマートICの開通に伴い、この施設をはじめ町内各所へのアクセスが大変容易となることから、観光資源やその周辺の整備を検討実施します。
- ② 「わたり温泉鳥の海」については、利用者や観光客の増加を図り、健全な経営を行います。
- ③ 荒浜観光・交流拠点については、民間事業者の誘致に併せ観光商業資源として検討、整備を推進します。

(4) 多様な観光機能の開発と強化 (担当課：商工観光課) **重**

- ① 地域資源を洗い出し、磨き上げることにより、地域の特性をいかした地域 CI*事業の推進を検討し、町から町外に向けての情報発信機能の充実や町のイメージアップの充実に努めます。
- ② 鳥の海 P A や鳥の海スマート I C の整備に伴い、観光誘客に向け、直販体制の拡充や特産品開発体制の充実強化を図り、観光を地域産業活性化に結びつけるよう努めます。
- ③ 周辺市町や宮城県と連携のうえ、広域的な観光ルートの検討開発や、観光イベントなどの創出・参加に努めます。
- ④ 滞在型市民農園や体験型漁業施設の整備、いちご観光農園の拡充等を進め、滞在型交流機能の強化を図ります。
- ⑤ 地域活性化イベント事業（わたりふるさと夏まつり、荒浜漁港水産まつり、伊達なわたりまるごとフェア、わたりトコトン商人まつりなど）を活用するとともに、仙山交流など県外との交流事業を多様に企画開催し、通年観光イベントの実施体制の確立を図ります。

(5) 案内標識等の整備と町民ホスピタリティーの醸成 (担当課：商工観光課) **重**

- ① すべての人が安心して亘理町を訪れ、快適で楽しく滞在することができるよう、分かりやすい案内標識や説明板などの施設整備を進めます。
- ② 町民が観光客や来訪者に温かくわがまちを紹介・案内できるよう、広報啓発活動や生涯学習等を通じて、町民のホスピタリティーの醸成を進めます。

※地域 C I ・ ・ 地域に最もふさわしいシンボリックな資源を戦略的に創造することにより、より魅力的なその地域らしさを形成する手法。

5 雇用対策と勤労者福祉の充実

雇用環境や産業構造の変化、景気変動への総合的な対応を進め、若年層に魅力のある就業の場の提供や、高齢者・障害者・女性などの意欲と能力が十分に発揮できる就業機会の拡充に努めます。

(1) 雇用の安定 (担当課：商工観光課)

- ① 技術革新に対応した人材や後継者の育成・養成を図るため、研修機会の充実等に努め、雇用就業機会の確保拡充に努めます。
- ② 定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者・障害者等の雇用機会を増やすため、広域的連携を強化して、職業情報提供の充実やシルバー人材センター活動の充実支援等に努めます。

(2) 若年労働者の地元就職対策の推進 (担当課：商工観光課)

ハローワークや教育機関との連携を行いつつ、町内の立地企業に対し、地元住民が雇用されるよう採用枠の拡大要請を積極的に推進します。

(3) 福利厚生の充実 (担当課：商工観光課)

- ① 労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進等、雇用労働条件の改善・向上に向け普及啓発活動の充実に努めます。
- ② 余暇を有効に利用できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場の確保・拡充に努めて勤労者福祉の増進を図ります。

(4) 男女共同参画に伴う職場環境の整備促進 (担当課：商工観光課)

男女共同参画に伴う職場環境の整備を図るとともに、多様な就業形態を可能にする条件の確保に努めます。また、職場内でのセクシャル・ハラスメント問題等に対し、その対策に関する周知・啓発を図ります。

(5) 仕事と家庭との両立の支援 (担当課：福祉課・企画財政課)

子育てへの男女共同参画に関する広報・啓発活動、情報提供の推進や講座・セミナーの開催、カウンセリング事業の推進、事業所等への啓発の推進を通じ、仕事と家庭との両立を支援していきます。

第3章 ともに学び育て合う人づくり

1 学校教育の充実

家庭や地域のニーズを踏まえ、社会情勢が大きく変化する中でさまざまな教育課題（学力の向上、志教育、親の学びの機会等）に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組みます。また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、施設老朽化や児童数の増加を考慮した学校教育施設・設備の整備・充実を図り、学校での防災対策と事故防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

（1）小・中学校の各学校施設の改善・整備（担当課：学務課）

互理町の小・中学校の各学校施設については年次計画により整備を図ります。特に、校舎・体育館の耐用年数を鑑みるとともに、老朽化の度合いにより優先順位を考慮し整備に努めます。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能の確保を図るため、施設の改善整備に努めます。設備については、老朽化した教育機器の更新・改修等の整備を今後とも計画的に進めます。

（2）創意ある教育課程の編成・実施・評価（担当課：学務課）●

確かな学力・豊かな心・たくましい体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

- 基礎・基本の確実な習得と定着及び活用力の育成に努めます。
- 学習習慣の確立と主体的学習による学力向上の推進及び体験学習の充実を図ります。
- 規範意識を大切に心身の教育及び「志教育」の推進を図ります。
- 研修会の開催等により教員の指導力の向上を図ります。
- 児童生徒の基礎体力の向上及び健康増進を図ります。
- 情報化社会に対応して、コンピューターに関する教育の充実を図り、インターネットなどによる情報活用能力の育成に努めます。
- 外国人講師の活用や海外派遣事業等によって、国際化社会に対応しうる人材の育成に努めます。
- 教育課程の適切な評価と公表の実施を図ります。

(3) 児童生徒の安全確保と安全教育の推進 (担当課：学務課)

- ① 各小中学校において、危機管理マニュアルの策定や学校安全委員会等の校内組織を設けるなど、安全に関する校内体制を整備するとともに、安全点検や防犯訓練の常時実施、校門等の適切な管理、防犯関連設備の実効性ある運用等に努めます。
- ② 学校教職員に対する防犯研修や児童生徒に対する防犯教育等を、警察や関係機関の協力を得て実施し、防犯対策に努めます。
- ③ 各学校ごとに、PTAや地域の自治会と学校が連携して、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る組織づくりを進め、通学路の安全点検を行うなど、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。また、「亘理町通学路等安全対策推進会議」において、国県の関係行政機関と町の関係部署が連携しながら通学路の安全確保に向け取り組みます。
- ④ 不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築や、児童生徒の見守り防犯活動の充実に努めます。
- ⑤ 近年の交通情報を踏まえ、警察や関係機関の協力を得て、小・中学校における交通安全教育の充実に努め、児童生徒の安全確保に努めます。

(4) 地域と結びつけた教育活動の推進 (担当課：学務課) **重**

- ① 各学校が自主的・主体的に各種栽培活動、職場体験、人権・福祉体験などの特色ある教育活動を行うとともに、学校の運営や教育活動について、保護者や地域の人に様々な情報を提供するよう努めます。
- ② 保護者や地域の人々が学校の教育活動について理解を得るため、意見交換できる場として研修会、講習会を開催するとともに、学校運営について校長に助言できるシステムづくりに努めます。
- ③ 子どもの学習活動を支援するため、学校・家庭・地域のネットワークづくりを推進し、各学科や総合的な学習の時間、クラブ活動などにおいて地域の人材や教育力を活かした教育の実践を図ります。
- ④ 家庭教育の啓蒙普及を図ります。
- ⑤ 学校、青少年育成推進協議会、PTA、子供をみまもり隊、子ども会育成会等の連携強化を図り、地域との連携を活かした健全育成ネットワークづくりを進めます。

(5) 児童生徒の健全育成、心の教育の推進 (担当課：学務課)

- ① 学校・家庭・地域において、モラルの向上と隣人や自然に対するやさしさ、物事への判断力や目標に向かって常に努力する等の感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成に努めます。
- ② 小・中学校にスクールカウンセラーや相談員を配置し、児童生徒及び保護者等の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止め、その問題解消に努めます。

(6) 特別支援教育体制の推進 (担当課：学務課)

学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) 等の発達障害を有する子どもに対し、支援ネットワークづくり等の総合的支援体制の整備を図ります。

(7) 学校給食の充実と食育の推進 (担当課：学務課)

- ① アレルギー対策にも配慮した給食施設の整備を検討しながら、より安心でおいしい学校給食の提供を図るとともに、食育の推進により、食への知識や技能を高め、自らの健康づくりに意欲的に取り組む児童生徒を育てます。
- ② 亘理町学校給食センターは、施設 (建物) や調理機器類の老朽化が目立ち、また、調理室が手狭であることなどから、早急に解消に向けた改善・整備を進めます。

(8) 就学前教育の振興 (担当課：学務課) **重**

幼稚園への就園を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減するよう助成を行い、幼児教育の振興を図ります。ただし、平成 27 年度から子ども・子育て支援制度が施行され、この新制度に移行しない私立幼稚園に通う幼児に対してのみ幼稚園就園奨励費補助を行うこととなります。

(9) 高等学校教育等の充実

- ① 地域に根ざした人材づくりのため、宮城県亘理高等学校への工業科、観光情報科の新設を関係機関へ働きかけていきます。(担当課：企画財政課)
- ② 高等学校以上への進学を援助するため、奨学資金貸付事業の周知と活用を図り、亘理町の将来を担う人材の育成に努めます。(担当課：学務課)

2 生涯学習体制の充実と活動の推進

全町的な生涯学習推進体制の構築を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立に努めます。また、各公民館や悠里館（図書館・郷土資料館）などの生涯学習拠点施設の整備充実・有効活用を図って生涯学習の基盤整備に努めます。

（１）生涯学習推進体制の整備充実（担当課：生涯学習課）**重**

- ① 互理町の生涯学習を総合的に企画・調整・推進するため、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する生涯学習推進体制の整備充実を図るとともに、町民ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。
- ② 学習指導者の発掘や生涯学習ボランティア育成に努め生涯学習支援人材バンクの充実を図ります。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりにもいかすことができるよう支援します。

（２）生涯学習活動の情報発信の充実（担当課：生涯学習課）

生涯学習カレンダーの発行、広報紙、ホームページ等を活用した情報発信の充実を図ります。

（３）生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元（担当課：生涯学習課）**重**

- ① 生涯学習機会の充実を図るため、町民の学習ニーズを把握し、きめ細やかな教室・講座の開催テーマや開催時間、開催方法を全分野にわたって設定するなど、効果的な学習活動の展開に努めます。
- ② 生涯学習活動成果の発表の場として、イベントなど多様な発表機会や広域的な発表、広域相互の交流機会の確立、拡充に努めます。また、学習成果をボランティア活動等によってまちづくりにも還元できるよう支援します。

（４）多様な学習機会、交流機会の充実（担当課：生涯学習課）**重**

- ① 家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供により、親としての「学び」と「育ち」を支援します。子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の養成等を行います。また、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保に取り組みます。
- ② 青少年教育の推進や幼児や大人など異なる世代との交流を図るとともに、体験活動を通じて地域の環境・歴史や産業について学ぶことにより、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。
- ③ 成人教育の推進を図りながら各種団体、サークル等と連携、交流を密にし、地域ぐるみで子どもを取り巻く有害環境の浄化など健全育成活動を促進します。

(5) 図書館活動の充実 (担当課：生涯学習課)

- ① 生涯学習の拠点として、多様な個人学習ニーズに対応できるよう、今後とも図書、資料の収集を積極的に行うとともに、閲覧相談業務の充実、他市町村図書館との連携に努め、利用しやすい図書館運営を目指します。
- ② 読書活動の支援及び総合的な学習のため、団体、地域、学校等と連携しながら子どもの読書習慣の推進に努めます。

(6) 生涯学習拠点施設の整備充実 (担当課：生涯学習課)

- ① 中央公民館をはじめ既存の各施設については、利用しやすいように整備を充実し、老朽施設・設備の改修を含めて計画的に推進します。
- ② 施設は、指定管理者制度や民間活力の導入などを検討し、地域に密着した、より利便性が高く、質の良いサービスの充実に努めます。

3 芸術・文化活動の充実

活動拠点として町民会館の整備について検討するとともに、町民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援を行い、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実を図り、誇れる芸術文化風土の醸成に努めます。

(1) 活動拠点施設の整備と全町的な芸術文化活動の推進 (担当課：生涯学習課)

- ① 活動拠点となる町民会館の整備内容を検討します。また、ホールボランティアや芸術文化ワークショップ活動に町民が参画できる体制を図り、町のシンボルとなる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。
- ② 講演会や演劇公演、音楽会など優れた芸術文化に接する機会の充実に努め、芸術文化に対する町民の関心と理解を深めていきます。また、亘理町文化祭などの創作活動成果の発表機会の拡充を支援し、芸術文化の定着に努めます。

(2) 芸術文化団体の育成と指導者の確保 (担当課：生涯学習課)

- ① 町芸術文化協会をはじめ各種文化団体・サークルの自主的活動を積極的に支援し、団体・サークルの育成・活動活性化を促進します。
- ② 芸術文化の向上を図るため、優れた個人・団体・指導者に「亘理町文化賞」を授与し、その活動等の奨励を行います。

(3) 広報活動の強化 (担当課：生涯学習課)

各種芸術文化団体の活動内容、講演会予定などについての広報活動の充実に努め、町民の参加意識の高揚を図ります。

4 生涯スポーツの振興

地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう常に多様なスポーツイベントやスポーツ教室・クラブの開設等に努めるとともに、スポーツ施設・設備の充実に図ります。

(1) 町民総参加による生涯スポーツの振興 (担当課：生涯学習課) **重**

- ① 地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう多様なスポーツイベント、スポーツ教室の開設等に取り組みます。また、町内各スポーツ行事情報など収集提供できるよう、インターネット等を活用した情報管理体制の確立を図ります。
- ② 各体育館・公民館・海洋センターなどと連携を図りながら、町民各層が日常生活の中で気軽に楽しめるような各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催に努めます。また、各種スポーツ教室等の参加者が自らサークル・愛好会等を組織し活動できるよう支援します。

(2) 生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上 (担当課：生涯学習課)

- ① 亘理町体育協会、スポーツ少年団の活動の支援を図ります。また、各団体の連携・交流の強化を図ります。
- ② スポーツ指導者等の研修会や資格取得講習会への参加を促進し、スポーツ指導者の育成確保を図ります。
- ③ 競技スポーツについては、すぐれた専門的指導者の確保を各競技団体に強く求めていきます。また、競技力水準の向上のため、優秀選手や団体に全国大会等出場助成や「亘理町スポーツ賞」を授与し顕彰します。

(3) スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進 (担当課：生涯学習課) **重**

- ① 各体育館や海洋センターなど既設の屋内・屋外スポーツ施設等の充実に努め、施設・設備の老朽化等に対応し改修整備を行います。また、高齢者や障害者とともに利用できるよう、施設のバリアフリー化への改修に努めます。
- ② 学校体育施設の開放については、開放状況や利用手続き方法など広く情報提供し、利用の促進を図ります。
- ③ 亘理町スポーツ活動の拠点施設となる総合体育館・町民広場については、公共ゾーン全体の事業計画の中で検討し、整備推進を図ります。
- ④ 主要なスポーツ施設の管理運営については、民間委託も含めて検討し、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。

(4) スポーツイベント・交流事業の推進 (担当課：生涯学習課) **重**

- ① わたり鳥の海マラソン大会は、町外の参加者も多く、亶理町のシンボルイベントになっていることから、今後とも全町的な実施体制を確立して継続実施していきます。
- ② 広域的なスポーツ大会や交流イベントの誘致・開催及びこれらイベント等への積極的な参加促進に努めます。
- ③ 健康づくりのためのスポーツイベントなど、町民が主体となった活動を促進するとともに、町民の相互交流を図りながら、連帯意識の高揚に努めます。

5 文化財の保護・伝承及び活用

亙理伊達家歴代墓所や国指定史跡三十三間堂官衙遺跡をはじめとする多数の文化財や伝統芸能、歴史的景観の適切な保存に努めるとともに、文化財保護団体等の育成を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めます。

(1) 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進 (担当課：生涯学習課) **重**

- ① 国指定史跡「三十三間堂官衙遺跡」は、発掘調査の成果を踏まえ、史跡整備計画を策定して事業を推進します。
- ② 「亙理伊達家歴代墓所」について、町指定文化財「伊達実元霊屋」の修復や歴代墓所の環境整備を行い、御開帳や史跡案内等を通じて県内有数の文化財であることを周知していきます。
- ③ 町内の遺跡・史跡等の標柱、案内板、説明板等について、毎年5～6ヶ所設置し、町の文化遺産を広く周知するように努めます。
- ④ 町内の文化財、遺跡・史跡については、ボランティア等を活用して、町民の協力のもと保護と保存に努めます。
- ⑤ 国指定史跡三十三間堂官衙遺跡及び伊達成実公をはじめとする亙理伊達家歴代の貴重な文化財などの歴史・文化遺産について、次世代へ継承するために保護と保存の重要性を周知するとともに、亙理町の歴史観光資源として活用できるように関係機関と連携を図るとともに、環境整備に努めます。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進 (担当課：生涯学習課)

- ① 地域文化の担い手、民俗芸能保持団体の活動を支援して指導者と後継者の育成を推し進め、次世代への継承を図ります。
- ② 文化財や伝統文化、民話などを身近な文化遺産として認識し、次世代へ伝えていくために、郷土資料館活動と学校教育の連携を図ります。

(3) 郷土資料館活動の充実 (担当課：生涯学習課) **重**

- ① 亙理町の歴史、考古、民俗に関する資料を広く収集して町の歴史と文化を探究し、企画展等の活動を通して町民に還元していきます。
- ② 町の歴史と文化に触れる講演会や体験学習会等を開催し、教育普及活動の充実を図ります。
- ③ 郷土資料館が研究機関としての役割を果たせるよう、職員の専門性を高める知識や技術の習得に努めます。

(4) 町史編さん事業の推進 (担当課：生涯学習課) **重**

平成19年度に刊行した町史(現代編)に引き続き自然編及び民俗編、資料編の編さん作業を推進します。

6 国際交流・地域間交流活動の推進

国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との連携などを通じた多面的な交流を推進していきます。

(1) 県内外の都市とのふれあい交流活動の推進 **重**

- ① ふるさと姉妹都市北海道伊達市と、大分県日出町と多彩な交流事業を実施していきます。**(担当課：企画財政課)**
- ② 伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会（構成：伊達市、亘理町、山元町、新地町、柴田町）活動についても、今後とも継続して実施します。**(担当課：企画財政課)**
- ③ 県内外の市町村と連携し、芸術・文化・スポーツ・産業など多彩な交流事業を進めます。**(担当課：生涯学習課・農林水産課・商工観光課・企画財政課)**

(2) 国際交流活動の充実 **(担当課：企画財政課)** **重**

- ① 次世代を担う国際感覚豊かな人材を育てることを目的にオーストラリアへ中学2年生を対象とした亘理町中学生海外派遣事業を継続して実施するとともに、オーストラリアとの相互交流・ホームステイ受け入れ事業に向けて、県や町の国際交流協会との連携により受け入れ体制を整備します。**(担当課：企画財政課・学務課)**
- ② 国際交流協会わたりと連携し、町内、あるいは周辺に居住している留学生等との交流、町内で生活している外国人を対象とした日本語教室の開催をはじめ、国際化に対応した各種情報の提供システムやわかりやすい案内表示等の整備を図り、外国の人々を温かく迎え、活動しやすい環境づくりに努めます。**(担当課：企画財政課)**
- ③ 国際感覚を育むため、幼児期から外国の文化や言語に触れる交流活動を実施します。**(担当課：福祉課・企画財政課)**
- ④ 教育、文化、スポーツ、産業等の人材育成を推進するため、多方面の国際親善・交流活動の活性化に努めます。**(担当課：企画財政課)**
- ⑤ 町民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動の推進について検討します。**(担当課：企画財政課)**

第4章 未来に続く健康づくり

1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備

健康寿命の延伸と健康格差の縮小のための活動拠点としての保健福祉センターを平成31年に開設すべく、事業を推進します。

(1) 保健福祉センターの整備（担当課：健康推進課・福祉課）

保健福祉センターには、健康づくり事業・介護予防事業が効果的に展開できるよう施設整備を図ります。また、災害時における要配慮者の避難施設、医療救護活動の拠点としての機能を整備します。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化（担当課：健康推進課・福祉課）

保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な連携会議を定期的に行い、ネットワークの強化を図ります。

2 健康づくりの推進

「第二次健康わたり 21」及び「第2次互理町食育推進計画」に基づき、生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすために町民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう事業の推進を図ります。

(1) 町民主体の健康づくり体制の確立 (担当課：健康推進課) **重**

「第二次互理町健康わたり 21」及び「第2次互理町食育推進計画」を推進し、関係機関と連携を図りながら、町民自ら健康づくりに取り組める体制を整えます。特に、食生活改善推進員及び運動支援地域サポーター等の健康づくり活動を担う関係機関と協働し、健康づくり体制強化に努めます。

(2) 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進 (担当課：健康推進課) **重**

妊婦から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じて、生活習慣病予防及び重症化予防に着目した健康づくりを推進します。若人健診、特定健診、シルバー健診の受診率の向上と生活習慣病の発症予防、重症化予防の保健指導の充実を図り、より良い生活習慣への行動変容に繋がるように努めます。また、死亡原因の第1位を占める悪性新生物の早期発見、早期治療のため、がんについての啓発及び受診率の向上を図ります。また、住民の健康情報を一元的に管理できる健康管理システムを導入し、地域特性に合わせた健康づくりを支援していきます。

(3) 母子保健事業の推進 (担当課：健康推進課) **重**

「互理町子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標3：子どもと母親の健康の確保及び増進」に基づき、妊娠期から乳幼児期の各ライフステージを通して、①健康な体づくりができる、②親が子どもの発達・発育を理解し、見通しをもって子育てができる、③親が安心して子育てができることを目的に母子保健事業を推進します。特に、将来の生活習慣病を予防できるよう乳幼児期からよい生活習慣が獲得できるよう支援していきます。また、妊娠・出産包括支援事業について関係機関と連携をとりながら検討していきます。

(4) 食育推進事業の推進 (担当課：健康推進課) **重**

「第2次互理町食育推進計画」に基づいて、町民一人一人が「食」を生きる上での基本としてとらえ、生涯にわたり、心身ともに健全で、豊かな生活が送れるようライフステージに応じた食育事業に取り組めます。また、食育推進会議を開催し、「食育」に関わる機関・団体等とのネットワークづくりを進め、「食育」に関する情報の交換・共有を図り、「食育」を支える推進体制の整備を図ります。

(5) こころの健康づくりの推進 (担当課：健康推進課・福祉課) **重**

こころの健康づくりの知識の普及を図り、健康教育・相談などをおして、こころの健康の保持増進に努めます。また、精神障害の医療との連携による精神障害者ケアマネジメントの推進、自立と社会経済活動への参加促進のため、地域移行支援、地域定着支援の推進に努めます。

3 保健・医療体制の充実

町民が不安なく暮らせるよう、関係機関と連携し、地域医療の整備充実に努めていきます。

(1) 救急医療体制の整備充実 (担当課：健康推進課)

- ① 一次救急医療は、亘理郡医師会の協力による「休日当番医制」により、休日における急病患者的の診療体制を維持します。また、関係機関と連携し、「平日夜間初期救急外来」の実施による平日における夜間の診療体制を維持します。なお、休日・夜間診療案内や「こども夜間安心コール」事業の充実を県に要望し、緊急時に対応できる環境を整えます。
- ② 二次救急医療は、関係機関と連携し、病院群輪番制による診療体制の充実強化に努めます。また、病状が急変しやすい小児の救急医療にも不安なく対応できるよう、県へ強く要望していきます。
- ③ 歯科における休日の急病患者に対応できるよう関係機関と連携し、「休日歯科救急診療事業」の充実強化に努めます。

(2) 地域医療体制の整備充実 (担当課：健康推進課)

- ① 町民の健康を総合的に診療いただいている亘理郡医師会と連携し、「かかりつけ医」の普及を図ります。
- ② 広域的な視点に立った医療資源の活用のため、特に専門的二次医療サービスの確保充実について関係機関と連携しながら、積極的に推進していきます。
- ③ 産科・小児科専門医の確保についても、関係機関と連携しながら対応していきます。

(3) 感染症を含めた疾病予防の推進 (担当課：健康推進課)

- ① 「亘理町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等の感染症に応じた対策を実施します。
- ② 必要に応じ、疾病予防の適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関等の協力を得ながら総合的な予防医学体制の整備充実に努めます。

4 地域福祉の推進

町民一人ひとりの多様なニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域福祉に関わる各種の施策を推進します。

(1) 地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化 **重**

- ① 保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、その他の各種団体等、幅広く連携し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。(担当課：健康推進課・福祉課)
- ② 福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員・児童委員などによる日常的な相談体制の強化を図ります。(担当課：福祉課)

(2) 地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保 (担当課：福祉課)

- ① 地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充に対し、積極的に支援していきます。
- ② 各種福祉団体への支援及び指導に努めるとともに、各団体の連携を進めて、活動の広がりを促します。

(3) 福祉意識の高揚と広報活動の充実 (担当課：福祉課)

- ① 幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動の中で福祉教育の充実を図ります。
- ② 「亘理町第2期障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」、「亘理町子ども・子育て支援事業計画」、「第6期亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険計画」など、地域福祉に関する広報と啓発活動の拡充を通して、町民の福祉意識の高揚を図ります。

(4) 福祉人材の育成・確保体制の拡充 (担当課：福祉課) **重**

- ① 介護教室等の充実支援を図り、誰もが受講しやすい環境を整えるなど福祉人材の育成確保に努めます。
- ② ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進め、指導者・グループリーダーの養成と資質の向上に努めます。

(5) 人にやさしいまちづくりの推進 (担当課：福祉課・都市建設課・生涯学習課) **重**

高齢者や障害者などが支障なく安心して過ごせるよう、各種施設のバリアフリー化や道路、歩道の改修整備に努め、生活環境の充実を図ります。

5 児童福祉・子育て支援対策の充実

少子化の進行といった今日の状況を踏まえ、子育ては社会全体への貢献でもあるということを認識し、亘理町子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

安心して働ける体制を整備し、仕事と家庭との両立が可能なまちづくりを推進するとともに、幼児期の学校教育・保育サービスの総合的な対応を図ります。また、障害を持つ子どもとその家族の支援や子どもの虐待の予防対策などに対して、関係機関と連携しつつ多角的に支援していきます。

(1) 子育てのサポート体制を整える (担当課：福祉課) **重**

子育て家庭の多様なニーズに即し、病児・病後児保育事業の実施や休日保育の充実を図るとともに、少子化の影響等を総合的に勘案しながら保育施設の整備等による定員拡大を図り、待機児童ゼロを目指します。

また、質の高い幼児期の学校教育（幼稚園）・保育・地域の子育て支援を提供できるよう積極的に取り組みます。

なお、必要に応じて「亘理町子ども・子育て支援事業計画」を見直すなど、町民のニーズに柔軟に対応していきます。

- 保育施設等の整備
- 利用者支援事業の実施
- 病児・病後児保育の実施
- 休日保育の充実
- 一時預かり（幼稚園預かり保育）の実施
- ファミリー・サポート・センターの充実

(2) 子どもの心身の健やかな成長を支える **重**

① 地域における子育て支援サービス (担当課：福祉課)

地域社会全体での子育て支援や、社会資源を活かした連携を通じて子どもの育成支援を推進します。

また、地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスを、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てができるよう積極的な情報発信に努めます。

- 地域子育て支援センター事業の充実
- 保育所・児童館等における子育て支援事業の充実
- 子育て支援情報の提供
- 子育てサークルの支援
- 児童家庭相談の充実
- 民生委員児童委員の活動の充実

② 児童の健全育成 (担当課：福祉課・学務課・生涯学習課)

子どもたちが地域の一員として主体的に社会参加できるよう、地域と行政・関係団体が連携し、引き続き健全育成のための環境づくりに取り組みます。また、地域活動への子どもの意見反映や参加の機会、地域の自然環境や経験豊かな人材の活用による、多様な体験活動の機会を充実させ

ます。

- 児童の居場所づくりとして、中央児童センターや児童館の利用促進
- 子ども未来ネットワーク協議会を中心とする関係機関の協力を得ながら、いじめ、幼児・児童虐待等、児童や家庭の問題を気軽に相談できる総合的な相談支援体制の強化
- 放課後児童クラブの整備
- 放課後子ども教室の実施及び放課後総合プランの体制整備

③ 次代の親の育成と参画（担当課：福祉課・学務課・生涯学習課・企画財政課）

次代の親となる中学生等を対象にした子育ての意義や大切さを学ぶ機会の拡充をはじめ、自死や不健康等の思春期の問題の未然防止や兆候の早期発見に取り組み、児童の心のケアのための相談体制を充実させます。

また、まちづくりは未来づくりであり、その主役は未来を担う子どもたちです。子ども自身もまちづくりを担う町民の一人として主体的に参画していくための仕組みづくりに取り組みます。

- 思春期保健相談体制の充実
- 思春期保健体験事業の充実
- 関係機関の連携の推進
- まちづくりに関する子どもの参画・協働促進

④ 家庭や地域の教育力の向上（担当課：福祉課・生涯学習課）

幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど、育児や家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

⑤ 子育て支援ネットワークづくり（担当課：福祉課）

子育て支援ネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、町民や関係団体の協力を得るため情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

- 子育て支援ネットワークの支援
- 子ども未来ネットワーク協議会の運営

（3）特に支援を必要とする子どもや家庭への支援 **重**

① 障害児対策の充実（担当課：福祉課・学務課）

近年、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの「発達障害」に関する相談件数が増加傾向にあることから、今後も障害児やその家族が必要なサービスを受けられ、子どもが地域の一員として最善の利益を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障害児施策の体系的な推進に取り組みます。

- 障害児相談・支援拠点施設（二杉園）の整備と機能強化
- 療育支援事業（心理相談・施設巡回相談）の充実
- 障害児保育の実施
- 特別支援教育の充実
- 児童発達支援事業充実
- 在宅福祉サービスの推進
- 幼児発達新事業の充実

② 子どもの虐待防止対策の充実（担当課：福祉課）

子どもの虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図るため、引き続き児童虐待全国防止ネットワークの活用や子育て総合相談の充実、さらには、養育支援訪問事業として保健師等による専門的指導や育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。

- 要保護児童対策部会の推進
- 子ども虐待防止の啓発
- 児童家庭相談の充実
- 養育支援訪問事業の充実
- 児童に関係したドメスティック・バイオレンス（DV）対策の充実

③ 心の問題を抱える子どもへの対策（担当課：福祉課・学務課）

子どもやその家族、学校が抱えるさまざまな悩みに対して、教育委員会や関係機関と連携し支援を行います。

- 震災の影響を受けた子どもと保護者へのカウンセリングの実施
- 不登校等の支援体制の強化

④ ひとり親家庭等の自立支援の推進（担当課：福祉課・学務課）

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと就業の両立は必要不可欠であることから、引き続き母子自立支援員などによる情報提供や相談の充実を図るとともに、関係機関と連携し経済的支援や就労支援を進め、自立と生活安定を促します。

- 生活援助対策事業の推進
- 女性・母子相談の充実
- 母子父子福祉資金貸付の実施
- ひとり親の就業促進
- 貧困家庭への支援

6 高齢者福祉の充実

2025年（平成37年）に迎える超高齢化社会に向けて、高齢者一人ひとりが個々の心身の状態に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

（1）円滑な介護保険制度の運営（担当課：福祉課）**重**

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、適正かつ円滑な運営に努めます。

（2）介護保険サービスの充実（担当課：福祉課）**重**

- ① 民間事業者との連携のもと、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスなど、介護保険対象サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターの運営を随時見直すことで、サービスの総合調整・相談体制の強化に努めます。
- ② 介護者の負担を軽減するため家族介護レスパイト事業を図ります。
- ③ 質の高いサービスを確保するために、サービスの提供状況の把握に努めるとともに、保険者機能の強化の視点から、事業者への指導・監督等を実施します。

（3）介護予防生活支援事業等の推進（担当課：福祉課）**重**

- ① 介護保険対象外の高齢者を対象とする事業として、脳活性化教室や介護予防運動教室を始めとし、既存のサービスに加えて地域の多様な主体を活用した取り組みを推進していきます。地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるよう、次のような事業を重点的に推進していきます。
 - 認知症予防脳活性化教室
 - 介護予防運動教室
 - 緊急通報システム整備事業
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 在宅高齢者紙おむつ支給事業
 - ボランティア支援事業
 - 家族介護教室・在宅介護者激励会事業
- ② 高齢者の居住環境の改善を含め、保健・医療・福祉・生涯学習など総合的に高齢者の生活をサポート・ケアする地域包括ケア体制の強化に努めます。
- ③ 民生委員児童委員や社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関、民間サービス、地域資源、その他関係機関等と連携による、高齢者の在宅生活継続支援の更なる強化を図ります。

（4）高齢者の生きがい対策の推進（担当課：福祉課）**重**

- ① 老人クラブ活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター活動の充実強化、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用を広げ、高齢者の地域社会への参加を促進します。
- ② 地区集会施設等の身近なコミュニティ施設を活用して高齢者の身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。

7 障害者福祉の充実

障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーションやリハビリテーションを基本理念として各種の障害者福祉施策を実施するなかで、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

(1) 第2期障害者計画・第4期障害福祉計画の活用 (担当課：福祉課) **重**

「亘理町第2期障害者計画」及び「亘理町第4期障害福祉計画」について、町民へ広く周知するとともに、計画に位置付けた各施策を遂行していきます。なお、「亘理町第4期障害福祉計画」において策定した、「地域生活支援拠点等の整備」については、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。

(2) 思いやりとコミュニケーションの促進(啓発・広報) (担当課：福祉課)

障害の有無にかかわらず共に歩む社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障害のある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念を啓発し、福祉ボランティアの育成を図るとともに情報のバリアフリー化に努めます。

(3) 心豊かな暮らしの推進(スポーツ・芸術) (担当課：福祉課)

社会参加を促進するため、スポーツやレクリエーション・文化活動を通して、さまざまな人との交流を一層深められるよう各種の催しに際し、手話通訳者の配置や車いすスペースを確保するなど、条件の整備に努めます。

(4) 自立した生活を支援する福祉の充実(生活支援) (担当課：福祉課)

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援体制の整備を図り、また、住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように、障害福祉サービス提供事業者との連携及び新規参入を促進します。

(5) 生きがいを持った暮らしの推進(雇用・就労) (担当課：福祉課)

障害のある人が可能な限り一般の企業に就業できるよう公共職業安定所(ハローワーク)と連携するとともに、一人ひとり障害の違いを理解してもらうためのジョブコーチやトライアル雇用の制度利用を促進します。

また、一般の企業に雇用されることが困難な障害のある人のために、就労支援施設における福祉的就労の支援・促進に努めます。

(6) 障害者の虐待防止 (担当課：福祉課) **重**

障害者の虐待発生時の対応や再発防止への取り組み、関係機関との連携・調整を行うなど、様々なケースに対応します。

(7) 障害を理由とする差別の解消 (担当課：福祉課)

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念など社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、啓発に努めます。

8 社会保障等の充実

すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、年金、医療保険、生活保護制度等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、保健指導を推進し、医療費の適正化に努めます。

(1) 国民健康保険税の収納率の向上 (担当課：健康推進課・税務課)

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨と遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。

(2) 医療費の適正化 (担当課：健康推進課)

「亙理町国民健康保険 保健事業実施計画」(データヘルス計画)に基づき、レセプト等のデータを活用しながら、生活習慣病の発症や重症化予防のための保健事業を進めていきます。また、ジェネリック医薬品の普及啓発や特定健診の受診勧奨に努め、積極的に特定保健指導を推進します。

(3) 国民年金制度の推進 (担当課：町民生活課)

年金受給権の確保を図るため、資格取得や年金相談時などに口座振替の勧奨や免除制度、学生納付特例制度などの周知を図るとともに、制度の啓発・普及を行います。

(4) 生活困窮者への支援 (担当課：福祉課) **重**

生活困窮者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。

第5章 絆を深める自治づくり

1 まちづくり基本条例の活用

「亶理町まちづくり基本条例」に基づき、「亶理町協働のまちづくり計画（基本指針・基本計画）」の推進と町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりや計画掲載事業を実施していきます。

（1）まちづくり基本条例の活用（担当課：企画財政課）**重**

まちづくり基本条例により、町民、町議会、行政が協働で協議を進め、協働のまちづくりが町の総意となるよう推進します。

（2）「亶理町協働のまちづくり計画」の着実な実施（担当課：企画財政課）**重**

まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために「まちづくり推進委員会」で検討を行い、「亶理町協働のまちづくり計画」にある行動計画に沿って各種取り組みを着実に実施していきます。

（3）まちづくり協議会の活動推進（担当課：企画財政課）**重**

町内5地区に設立されたまちづくり協議会が策定した地域の実情に沿った地区計画への取り組みを支援します。

（4）人材育成の推進（担当課：総務課・企画財政課）**重**

地方分権の進展、少子・高齢化、国際化、高度情報化、町民の価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急激に変化している中で、「亶理町人材育成基本方針」のもと、町職員等の積極的な人材育成に努めます。

2 地域協働のまちづくり体制の確立

広報・広聴活動の充実、情報公開の一層の推進、町民のまちづくりに関する様々な学習機会の提供等を通じて、まちづくりの多様な活動分野に町民等が積極的に参画できる地域協働のまちづくり体制を確立します。

(1) 広報・広聴活動の充実 (担当課：企画財政課)

- ① 行政情報を分かりやすく伝えることはもちろん、イベントの様子や人にスポットをあてた記事などをきめ細やかに伝え、町の魅力を再発見する紙面作りに努めます。
- ② 節目の年には町勢要覧を含めた冊子を刊行するとともに、復興状況など、その都度おしらせすべきことは広く周知し、にぎわいの創出へつながるよう、町内外へ町の魅力をPRします。
- ③ 互理町公式webサイトでは、行政情報を一目で分かりやすく伝えることはもちろん、観光情報を充実させ交流人口の増加につなげます。また、メール配信サービスでは最新の情報を直接提供できる利点を最大限に活用し、町の魅力を伝えるとともに、J-ALERTと連携していることから災害対応の重要性を訴え、登録を促します。
- ④ お問い合わせコーナーにお寄せいただいた貴重な意見を町政に反映するとともに、迅速な対応が必要である場合は担当へ連絡し、即座に対処します。

(2) 情報公開の推進 (担当課：総務課)

公正で開かれた町政を推進するため、公文書の目録整備など文書管理システムの充実を進めつつ、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定過程を含めた情報公開を推進します。

(3) まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進 **重**

- ① 行政計画等の策定において、委員等の一般公募、ワークショップによる計画の策定、パブリックコメントなどの標準化を図り、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しや、行政評価等への外部評価の導入など、住民の参画・協働を促進します。(担当課：企画財政課)
- ② 文化行事やイベントの企画・運営等への町民の参画・協働を促進するとともに、指定管理者制度の導入やPFIの検討など公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働を推進します。(担当課：生涯学習課・企画財政課)
- ③ 「出前講座」や「町長さんいらっしやい事業」など、まちを知るための学習機会の提供による住民の参画・協働への気運の醸成と知識の向上を促進し、幅広い立場の住民がまちづくりに参加できる環境づくりを推進します。(担当課：企画財政課・生涯学習課)

3 地域活動・コミュニティ活動の充実

「まちづくり協議会」を中心にコミュニティ組織の活性化を図り、地区計画の策定や町民からのまちづくり事業の提案を実現する様々な支援制度、人材養成制度を構築し、地域活動・コミュニティ活動を充実します。

(1) コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備 **重**

- ① 地域づくりの充実や地区住民の参画の機会を確保し、住民による自治を構築するため設立された「まちづくり協議会」を中心に、地域活動の活性化を促進します。(担当課：企画財政課)
- ② コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ広場、集会施設など、住民が気軽に集える場の整備充実を図ります。(担当課：企画財政課・総務課)
- ③ コミュニティ施設については、指定管理者制度も視野に入れた地域住民による自主管理・運営の促進を図るとともに、住民がいつでも気軽に活動や利用が出来る環境整備に努めます。(担当課：企画財政課)
- ④ 行政区の見直しについては、社会環境の変化や少子高齢化等に対応するため、地区住民の意志を確認しながら検討を行います。(担当課：企画財政課)

(2) コミュニティ活動の支援 **重**

- ① 「まちづくり協議会」のもとで地区住民が自主的・主体的に地区計画を策定し、活動を展開する地域事業に対して総合的に支援する「(仮称)地域づくり総合交付金」の確立について検討し、地域活動の活性化を促します。(担当課：企画財政課)
- ② 町民より事業の企画や改善のアイデアを提案して行政と協働して実施する「まちづくり企画提案制度」「まちづくり団体活動支援事業」を継続して実施します。(担当課：企画財政課)
- ③ 各地域で行われている文化・スポーツ・レクリエーション活動や、社会奉仕活動を積極的に支援し、活動の活発化を促すとともに、それぞれの地域の特性をいかした新たなコミュニティ活動、地域ボランティア活動を支援します。(担当課：企画財政課)
- ④ コミュニティ活動の一環として、防災活動についても積極的に支援します。(担当課：総務課)

(3) コミュニティリーダーの育成 (担当課：企画財政課)

協働のまちづくりに向けた「コーディネーター・ファシリテーター」等の人材養成研修会を開催するほか、人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

4 ボランティア活動・NPO活動の充実

地域で抱える問題に対し町民自ら積極的に参加し、その問題解決や地域の自治を担っていくことが求められています。町民主体のまちづくりの基盤としてのボランティア活動・NPO（特定非営利活動団体）活動を活性化するため、情報提供や相談機能の充実、活動の場の確保、拠点づくり、リーダーの養成等に努めます。

（１）住民意識の醸成（担当課：企画財政課）

関係機関と連携して、ボランティア活動やNPOに関する相談、情報提供を充実するとともに、これらの活動に対する社会の理解と協力を深めるため、広報・啓発活動の推進や講座・教室等の開催、団体・個人の顕彰などに努めます。

（２）住民活動促進に向けた総合的な条件整備（担当課：総務課・福祉課・企画財政課）重

- ① 「新しい公共」の担い手として、ボランティアやそのリーダー、コーディネーターの養成・確保を図り、さらには、地域住民の町政参画を推進するために社会福祉協議会や関係機関と連携した各種事業を行います。
- ② 災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化を促進するとともに活動・交流の場の確保に努めます。

5 人権尊重・男女共同参画社会の推進

人権教育の推進、人権意識の啓発・相談活動の推進を図るとともに、「男女共同参画基本計画」に沿って具体的な男女共同参画社会づくりへの啓発と事業実施に努めます。

(1) 人権教育の推進

- ① 子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを家庭・地域において推進していくとともに、学校においても人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする教育を計画的に推進します。(担当課：町民生活課)
- ② 人権が尊重される社会を目指した人権教育・実践活動を学校教育と社会教育が連携を密にして、総合的に推進します。(担当課：町民生活課・生涯学習課)

(2) 人権意識の啓発・相談活動の推進 (担当課：町民生活課)

- ① 毎月の定例の相談活動の一層の推進、「法の日」週間や人権週間など、時期を捉えた広報や啓発活動の推進に努めます。
- ② 人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

(3) 男女共同参画社会の推進 (担当課：企画財政課)

男女共同参画社会の実現に向け「亘理町男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画を推進します。また、各種委員会や職場での管理職に女性が占める割合を上げるよう、啓発活動に努めます。

6 防災対策、消防・救急対策の充実

地域防災計画並びに国民保護計画の指針に沿って、大規模災害に備えた地域防災体制の整備充実を進めるとともに、自主防災組織の確立と防災訓練等による町民の意識啓発を図るほか、消防・救急体制の整備充実や治山・治水・津波対策等災害に備えたまちづくりを総合的に推進します。

(1) 地域防災計画等の指針の活用 (担当課：総務課)

- ① 地域防災計画、初動対応マニュアルに基づく各課の行動計画について、防災訓練等を通じて、職員一人ひとりが自分たちの役割を認識するとともに、町民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図ります。
- ② 武力攻撃等の緊急事態に対応するため、国民保護計画に基づく施策を計画的に推進します。

(2) 防災体制の整備充実 **重**

- ① 県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と町防災行政無線設備の増設・更新を図り、町民や観光客などに対する防災情報伝達システムの充実を図ります。(担当課：総務課)
- ② 災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保と周知徹底を図ります。特に、避難誘導標識について、主要道路に設置するよう今後も場所の選定、補助事業等を活用しながら整備に努めます。(担当課：総務課・都市建設課)
- ③ 大規模災害に備え、備蓄倉庫などの防災施設の整備・確保を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を進めます。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合は、飲料水として適さない井戸水でも、生活用水として活用することを想定し、水質検査を実施し災害時に備えます。(担当課：総務課)
- ④ 「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、町内全地域での自主防災組織の結成並びに自主防災会連絡協議会の育成・強化に取り組みます。また、消防本部と連携のうえ、自主防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織での防災マップの作成、自主防災訓練実施や災害時要配慮者の避難行動が円滑に行えるよう支援していきます。(担当課：総務課・福祉課)
- ⑤ 災害発生に備えての対応、被害の拡大防止のために、関係機関（防災機関、警察、福祉・医療機関等）や県内外の自治体、民間企業との連携強化を図ります。(担当課：総務課)

(3) 治山・治水・津波・浸水対策の促進

- ① 関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。また、津波対策の一環として漁船など船舶の保護については、関係機関と協議し、安全管理に努めます。(担当課：総務課・都市建設課・農林水産課)
- ② 雨水・浸水防止対策として、公共下水道事業（雨水）の推進、既存水路や調整池の整備を図ります。(担当課：上下水道課・都市建設課)

(4) 消防体制の整備充実 (担当課：総務課)

- ① 各消防団間の交流活動や合同訓練により、団員相互の交流を深め、魅力ある消防団づくりを進めるとともに、団の活性化を図るため若年層の団員確保に努めます。
- ② 消防力の強化と無水利地域解消のため、防災貯水槽及び消火栓の整備を推進します。また、大規模災害により消防水利の確保が困難になった場合は、河川、井戸水等の自然水利の活用について検討します。
- ③ 消防団の装備の充実を図るため、更新の時期を迎える車輛について、使用頻度を加味しながら更新します。
- ④ 常備消防については、広域的連携を図って計画的に施設・設備の整備充実、高度化の推進を図ります。

(5) 救急・救命体制の整備充実 (担当課：総務課)

- ① 広域消防本部との連携を図り、火災、交通事故、急病等の救急需要に迅速かつ的確に対応できる体制の確立に努めます。
- ② 救急隊が到着するまでの対応として AED 使用を含めた応急手当技術の普及に努めます。
- ③ 高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者、障害者など災害時要配慮者の増加に対し、自主防災組織など関係機関と連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図ります。

7 交通安全・防犯・消費者対策の充実

交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶等交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進するとともに、防犯協会や警察署と連携した防犯対策を行います。また、賢い消費者意識の啓発を図りながら消費者被害防止、消費者保護に努めます。

(1) 交通安全教育の充実 (担当課：総務課)

- ① 幼稚園、保育所、学校、企業を対象に、交通安全教室・講習会等を開催するとともに、交通指導隊による街頭啓発活動を実施し、交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶の浸透・普及に努めます。
- ② 高齢者による交通事故増加対策として、高齢者運転講習会、老人クラブ会員に対する交通安全教室を開催するなど、警察と連携しながら啓発普及に努めます。

(2) 交通安全施設・除雪対策の整備充実 (担当課：都市建設課)

- ① 交通安全確保を図るため、町内全域の道路を対象に交通安全施設（防護柵、道路反射鏡等）の整備を促進するとともに、交通危険箇所の改良に取り組みます。
- ② 冬期間における主要町道・通学路の除雪対策の充実強化に努めます。

(3) 防犯対策の推進 (担当課：総務課)

- ① 自主防犯の意識の高揚を図るとともに、防犯協会や警察との一層の連携、防犯実働隊による夜間パトロールの実施など防犯活動の強化を行います。
- ② より効果的な防犯灯設置が進められるよう、防犯灯の新增設・修理と維持・管理にかかる補助制度の継続を図ります。

(4) 消費者教育・啓発の推進 (担当課：町民生活課)

関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室の開催を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。

8 行政運営の改革の推進

町民に信頼され、安心して生活できる行政運営を進めるため、行政評価制度の活用や行政改革に係る指針等に沿って、行政運営の効率化に努めます。

(1) 定員管理の適正化と行財政改革等

- ① 定員適正化計画に基づく定員管理や事務改善により、無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、町職員等の資質向上を図るため各種研修を進め、行政組織の効率化を推進し、行財政改革に努めます。(担当課：総務課)
- ② 行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)に基づき、全庁的な行政改革に努めます。(担当課：企画財政課)

(2) 行政評価制度の活用による事務事業の見直し (担当課：企画財政課)

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、今後とも、行政評価制度の活用により、町民の視点に立ち、事務事業の見直し等を進め、効率的な事業運営に努めます。

(3) 民間活力の活用による住民サービスの向上促進 (担当課：企画財政課)

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のクラウド化や指定管理者制度導入可能施設を検討するなど、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

(4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化 (担当課：企画財政課)

庁内情報システムの充実等を図り、各種会議、研修会、講習会等の連絡調整や事務処理のレベルアップと信頼性の確保に努めます。また、電子自治体化の推進と情報セキュリティの充実強化を図ります。

9 財政運営の効率化

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、計画的な財政運営を図ります。また、町税の適正な賦課・徴収に努めます。

(1) 財政計画に基づく事業推進 (担当課：企画財政課)

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。 **重**

(2) 重要施策の選択と集中 (担当課：企画財政課)

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に対して重点的に、しかも適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。 **重**

(3) 自主財源の充実強化等 **重**

- ① 国・県支出金などの特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握し補助制度の有効活用を図るとともに、町税においては適正な賦課・徴収や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。(担当課：税務課・企画財政課)
- ② 使用料などの受益者負担のあり方も再検討し、適正化・公平化により自主財源の確保と充実に努めます。(担当課：企画財政課)
- ③ 町民の共通財産である町有財産の未利用地について、売却促進など効率的運営を図ります。(担当課：企画財政課)

10 広域行政の推進

住民の生活圏の広域化に対応するため、その役割を十分に踏まえた中で、周辺市町村との連携を強化し、合理的、効果的な広域行政の推進を図ります。

(1) 広域行政の推進

- ① 消防やごみ処理、し尿処理等に関する各一部事務組合の共同事業については、今後も広域体制を確保維持して、広域行政を推進します。(担当課：総務課・町民生活課)
- ② 多様化する行政ニーズに対応するため、近隣市町を含めた広域行政での活動等を図ります。(担当課：企画財政課)
- ③ 市町村合併については、調査研究を続けます。(担当課：企画財政課)

(2) 多様な地域連携の推進 (担当課：企画財政課)

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベントなどのソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な地域連携を推進します。

(3) 国・県との連携強化 (担当課：企画財政課)

国・県との役割・機能の分担を、財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。